

土 第 1637 号

平成21年 1月 5日

建設業者団体の長 様

兵庫県県土整備部県土企画局長



地域建設業経営強化融資制度の債権譲渡の対象工事について（通知）

本県の建設業行政については、平素から格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことについては、平成20年11月4日付け土第1511号で通知したところですが、国直轄工事の債権譲渡の対象工事に係る一部改正について、平成20年12月19日付け国総建第265号及び国総建整第214号で国土交通省から別添写しのとおり通知がありました。

については、引き続き制度を活用していただきますよう、貴団体会員に周知方願います。

問い合わせ先

総務課建設業係

TEL 078-341-7711 内線 4576

国総建第265号
国総建整第214号
平成20年12月19日

兵庫県知事 殿

国土交通省総合政策局建設業課長

国土交通省総合政策局建設市場整備課長



地域建設業経営強化融資制度の債権譲渡の対象工事について

「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国総建第197号、国総建整第154号）に基づき実施される地域建設業経営強化融資制度について、今般国土交通省直轄工事に係る債権譲渡の対象工事を定めるため、別添のとおり国土交通省契約担当官等に対し通知したところであるので参考として送付する。

なお、管下の市町村、業界団体、事業協同組合等に対しても、この旨周知方お願いする。